

第2回京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画検討委員会 (犯罪被害者等支援部会・開催結果概要)

(※ 項目別の主な意見要旨)

1 日時・場所

令和5年8月4日(金) 午後2時～4時00分/京都府公館第5会議室

2 出席者

(1) 委員

阿部委員、黒川委員、高橋委員、平井委員、藤岡委員、道本委員、森田委員

(2) 京都府

京都府文化生活部長、同部副部長、安心・安全まちづくり推進課長 他関係課

3 議事の概要等

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」に関する意見交換について

① 計画改定・評価について

- 昨年度の京都府犯罪被害者等支援条例の検討委員会では、第三者の意見を取りまとめ、京都府の課題を説明いただき、その課題に対応する形で条例が整えられている。従って条例に基づき計画を充実した内容にすれば、少なくともこの5年間で、京都府全体の犯罪被害者等支援に関する課題に対応できるが、問題は、市町村でできないことがたくさんあり、それをどのようにこの計画でクリアしていくかが大変重要である。
- 犯罪被害者等を誰1人取り残さないことが一番大事なことだとすると、ワンストップでの支援は非常に重要な核になると思われる。
- 実効性や業績を毎年度評価していくのは大変な作業であるが、少しでも目標に近づけるような行政運営が求められている。

② 支援調整会議について

- ワンストップでの支援を日常の犯罪被害者等の支援活動にも活かして、京都の犯罪被害全てに適用するという考えで進めていくべき。今後、多くの知見、経験が生まれると思うが、それを多くの相談員・支援者たちと共有し、被害者の方々にワンストップで支援できるような施策を計画の中に盛り込んでいきたい。
- 大阪では年に1回、関係者が集まり、翌年に向け、年間の課題を整理していると聞いている。らせん状の階段を上るように、年々充実・発展していくような支援調整会議の仕組みが必要である。
- 支援調整会議を計画に盛り込む上では件数が増えていくことは良いことだと思っているが、現在は、京都犯罪被害者支援センターの社会福祉士お一人で対応されており、今後、件数が増えていく場合、対応をどうすべきか考える必要がある。

- 窓口繋がっていないなど、支援に繋がっていない方がいるのであれば、件数が増えることは良いことだと思うので、被害者の方への周知を踏まえて、具体的な計画案を作るべきである。
- 支援調整会議は被害者の方が弁護士へのアクセスのハードルを下げる一つのきっかけになることを期待している。金銭的な理由から弁護士に依頼しないということもある。重大事案になればなるほど、弁護士の支援はあった方が良くと思うので、自ら弁護士の支援を希望されていない方の案件についても、弁護士を会議に呼んでいただければ、費用も含めて会議の場でお話ができると思う。
- 支援を希望されない方に対して、どのように支援調整会議に乗せていくのか、アウトリーチの問題も考えていかなければならない。
- 知見の蓄積がとても大事であるため、支援調整会議が積み重なっていき、検証が行われた場合に、どのような形で知見が蓄積されるのかということを検討しなければならない。
- 京都の支援調整会議の組織形態は日本でも最先端であり、今後も試行錯誤が続くと考えられるが、大阪には大阪方式というものがあるように、地方自治体の特色に応じて、今後様々な形が出てくるのではないだろうか。

③ 市町村窓口について

- 被害者は市町村におられ、日常的な困り事であれば、まずは市町村に行かれることになる。宇都宮市の事例では、ある交通死亡事故発生以来、市と支援センターでワンストップで支援されていると聞いている。京都府においてもこのような工夫をしていくべきである。
- 京田辺市では、女性交流ルームという名称で相談がしやすいように市役所とは離れたところで、相談対応をされている。年に2回、相談窓口で関係機関と一緒に情報共有し、顔の見える関係性を作りながら、ワンストップで、担当者との連携を図っており、地域のことをよく把握されている民生委員や社会福祉協議会の相談窓口にもお声がけいただき連携していただいている。専門の方々が支援されたとしても、被害者の方は、地域に住んでおり、地域で支えてもらうところが大事であるため、関係機関と連携し、一体的に被害者の方を支えていくことが必要である。
- 情報を得たいと思った時に、ここに行ったら情報が得られて相談ができるというところを身近に持つておくことが大事で、その窓口が機能する体制も必要になる。理想としては、市町村条例を整備して、専門の社会福祉士を常勤で配置することが良いと思われるが、5年間でどれだけ進められるのかわからないので、理想を念頭に置きつつ、今何ができるのかを考えていくべきである。
- 今は窓口担当者が支援の必要性を判断しているため、支援に繋がる場合もあれば、繋がらない場合もある。窓口担当者の判断で取りこぼしが無いよう、どのような対象であれば繋がらないといけないのかをアセスメントして残していく仕組みが大事である。

- 市町村の実効的なワンストップ窓口実現は全国的に見ても課題である。地方自治体によっては窓口が名ばかりの形骸化状況にある。その背景には相談者が辿り着けない（潜在的な被害者）結果、利用少数という運用実態があるが、人材・財政的補填不足、縦割り行政などの状況を組織的・構造的にどう解決していくのかが問われている。支援調整会議はその試行の一例である。

④ 人材育成について

- 人材育成事業では、例えば、生命のメッセージ展やフォーラム、被害者支援センターの相談員や支援員を育成する研修に市町村の窓口担当者にもできるだけ出席していただき、既存の仕組みでいかに市町村の窓口担当者を育成できるか、この5年間でどのようなことができるのかを考え、市町村の職員研修を充実させていく必要がある。
- 京都府や市町村においては、犯罪被害者等支援に関する様々な社会福祉制度があり、それを整理すると、110~120程度あったと思われる。市町村担当者が理解しやすいように整理した上で、適宜追加していく仕組みを構築するなど、市町村担当者が代わっても、書類で引き継ぎができるよう計画の中に盛り込んでいただきたい。
- 他県の弁護士会の委員会では、自治体とロールプレイを定期的に行っており、それに多くの市町村が参加していると聞いている。京都弁護士会もお声掛けいただいたら、何か工夫ができるのではないかと考えている。
- 八幡市では職員数の問題もあり、ワンストップでの対応は難しい。市町村の担当者研修会を関係者研修会に変えていくなど、市町村の関係する課が研修会に参加することで、支援調整会議にも繋げていけるのではないかと。

⑤ 府民理解の促進・広報啓発について

- 京都府では、犯罪被害者週間にフォーラムを開催していないため、京都府と京都市及び犯罪被害者支援センターの共催でフォーラムを開催していただくか、京都市以外の府内市町村で京都府及び犯罪被害者支援センター主催のフォーラムを開催していただきたい。国民一人一人に犯罪被害者について理解を深めていただく週間なので、京都府においても工夫していただければと思う。
- 府民の方々に犯罪被害者等の状況を知っていただければ、周りが手を差し伸べることができるため、府民の方々が少しでも知るきっかけを提供しないといけない。また、子供の頃から、誰もが犯罪被害に遭うおそれがあり、成長するに当たって加害者になり得るということも教育の中で示していく必要がある。生命のメッセージ展は子供たちも衝撃を受けるようなメッセージが込められていると思うが、実績を見ると少ないと感じている。もう少し広げていただき、犯罪被害に遭うことは、特別なことではないということを示していただく必要がある。

- 福祉の面でも小学校の頃から福祉教育ということで、学年ごとにテーマを決めて授業を行っている。車椅子や手話、精神障害、認知症などいろいろなテーマがあるが、元々、認知症について、子供たちはよく理解していなかったが、ここ数年ですごく理解するようになってきた。小学校高学年ぐらいから福祉教育に力を入れていただき、小学校から自分も加害者にならないための福祉教育が大事だと思っている。
- 学校での教育を拡充すべきということで京都府犯罪被害者等支援条例の第 23 条に「学校」の文言を入れていただいていると思うが、静岡県であれば、県主催で県立高校等を中心にミニのメッセージ展を 5 年かけて実施する取組をされている。現在、全国の刑務所においても、5 年かけてメッセージ展を開催しているため、5 年ぐらいのスパンで考え、接する機会を増やす取組を考えていただきたい。
- 昨年度と同様ではなく、例えば研修とセットで講演を開き、市町村担当者や民生委員の方など、今まで声をかけてなかった方に声をかけることができるというのが京都府の強みだと思っている。是非そういう方々に声をかけていただき、メッセージ展で研修を兼ねるなど、多くの方に実情を知っていただけるような取組を計画の中に盛り込んでいただきたい。
- 法的援助助成制度の広報について、新しい制度が利用されるためには弁護士への周知徹底が必要だが、短い期間での周知徹底は容易ではない。例えば、検察庁の待合室や裁判所など、当事者の方や司法関係者が立ち入り、目につきやすい場所に目立つように周知のためのポスターを貼るなど、府におかれても広報について工夫していただきたい。